平成２２年（フ）第４８４号
北九州市小倉北区白銀１丁目３番10―501号
債務者　田村　弘之
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６７号
福岡県田川市大字伊田4976番地
債務者　井上　文典
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻823番地の３
債務者　山本　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻828番地の３
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５４号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1460番地
債務者　岡本千代美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　末永　　麗
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８０号
福岡県田川市大字川宮1650番地１
債務者　伊藤　淑子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５５号
宮崎市大塚町柳ヶ迫3826番地９
債務者　川畑　乗士
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県霧島市溝辺町竹子132番地１
債務者　松下美千代
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
鹿児島県姶良市加治木町新生町585番地７
県営第２加治木団地５棟406号
債務者　齊藤ゆき子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県霧島市溝辺町有川169番地２
債務者　床本　安弘
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目５番14―203号浦和寮
債務者　宮國あづさ
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７５号
長野県上田市上田原866番地１
債務者　小林　憲二
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７６号
長野県上田市上田原866番地１
債務者　小林真実子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７８号
長野県千曲市大字桜堂465番地１　スカイハイツ青木107
債務者　縣　　延幸
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８２号
長野県上田市殿城401番地１　ハーベスト殿城A103号
債務者　堀込　寿也
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８６号
長野県上田市中央西２―３―17　花岡ビル206、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村5909番地１
債務者　酒井　美貴
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部